

学校の経営

1. 基本方針

日本国憲法及び教育基本法をはじめとする教育諸法令等に則り、人権尊重の精神を基本とし、知(「確かな学力」)・徳(「豊かな人間性」)・体(「健康・体力」)の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実を図る。

2. 教育目標

『ともに生きる子』

- ・ 集団の中で一人ひとりを尊重し、互いのちがいを認め合い、互いを大切にする態度を育む取り組みを推進する。
- ・ ユニバーサルデザインに基づいた「授業づくり」やすべての子どもたちの自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進め、「ともに学び、ともに育つ」教育について共通理解し、一層の充実を図る。

〔めざす子ども像〕

- 「 明るく 」 … 明るく、健全な精神をもち、自尊心とともに他者を尊重する心で行動できる子
- 「 たくましく 」 … 基本的な生活習慣を身につけ、命の大切さを自覚し、生きることの喜びを感じる子
- 「 考える 」 … 学ぶ意欲をもち、自ら進んで学ぶとともに、学びあい、高め合える子

〔めざす学校像〕

『すべては子どもたちのために』

「笑顔あふれる学校」 「学ぶ喜びのある学校」 「信頼される学校」

【「めざす学校像」を実現するために】 〈 *TOGETHER* 〉

1 気持ちのそろった教職員集団 (<i>Teachers</i>) ・ チーム力を引き出すリーダーシップ ・ 信頼感に基づくチームワーク ・ 学びあい、育ちあう同僚性	2 戦略的で柔軟な学校運営 (<i>Organization</i>) ・ ビジョンと目標の共有 ・ 柔軟で機動性に富んだ組織力
3 豊かなつながりを生み出す生徒指導 (<i>Guidance</i>) ・ 一致した方針のもとでのきめ細かな指導 ・ 子どもをエンパワーする集団づくり	4 すべての子どもの学びを支える学習指導 (<i>Effective teaching</i>) ・ 授業規律の確立 ・ 基礎学力定着のためのシステム ・ 多様な学びを促進する授業づくり
5 とともに育つ地域・校種間連携 (<i>Ties</i>) ・ 多様な資源を生かした地域連携 ・ 明確な目的をもった校種間連携	6 双方向的な家庭とのかかわり (<i>Home-school-link</i>) ・ 基本的な生活習慣及び学習習慣の形成を促す働きかけ ・ 家庭とのパートナーシップの推進
7 安心して学べる学校環境 (<i>Environment</i>) ・ 安全で規律のある雰囲気 ・ 学ぶ意欲を引き出す学習環境	8 前向きで活動的な学校文化 (<i>Rich school culture</i>) ・ 誇りと責任感にねざす学校風土 ・ 可能性を伸ばす幅広い教育活動

3. 本年度の重点目標

(1) 「TEAM 招提小」の取組

- 校長のリーダーシップとマネジメントのもと、チームとして達成すべき目標を共有し、その目標達成に向け、組織的に、計画的に、一貫性をもって取組を推進する。
- 教職員をまとめる教頭及び各分掌の主担者のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりがもてる多様な特性や能力を発揮し、それぞれが責任を果たすことに誇りをもち、教職員相互の信頼関係を築き、チームワークの結束を図る。
- 教育公務員としての使命を自覚するとともに、倫理観・規範意識を高め、一人ひとりの資質の向上を図る。
- 職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整える。

(2) 小中9年間を見通した学力向上を図る取組の推進

- 「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成をめざし、小中9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続等、小中一貫教育を踏まえ、教職員の指導力及び学校力の向上を図る。
- 学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらの活用を図る学習活動の充実により、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う。

(3) 保護者、地域への積極的な情報発信と連携・協働の充実により、「地域とともにある学校」づくりを進める

- 本校の教育目標を実現するために、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりに努める。
- 自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった安全確保の取組を推進する。

4. 具体的な方策

- (1) 編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導する
- (2) 小中一貫・学力向上推進リーダー及び学力向上委員会を中心に、全国学力・学習状況調査の結果等を活用し、全教員で問題及び結果の分析を行うなど、児童の実態を把握し、課題に正対した日々の授業改善に取り組む。
- (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「Hirakata 授業スタンダード」に基づき、目標(めあて・ねらい)の提示や、学習の見通しを立てる、ひとりでじっくり考え、発表や話し合いをする、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、発達段階に応じた『授業スタイル(授業の進め方)』を研究・実践する。
- (4) 落ち着いた環境で学習に取り組むため、「学習のきまり」に基づき、発達段階に応じた学習規律を確立し、徹底を図る。
- (5) 「家庭学習のてびき」について、児童及び家庭への周知を図り、連携、協力して家庭での学習習慣が身に付くよう努める。
- (6) 3、4、5、6年の算数科において少人数指導によるきめ細かな指導を行うとともに、専科授業など児童の学びを深める指導方法の工夫に努める。
- (7) 学校の課題を踏まえ、校内研究推進体制の確立のもと、授業改善のための授業研究を中心に、校内研究の充実を図り、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議会を実施する。今年度は、体育科の授業づくり、授業力向上を中心に研究を推進する。
- (8) 新学習指導要領の円滑な実施に向け、趣旨や内容等の十分な理解を図るため、教科部における各教科の研究を進めるとともに、研修を行う。

- (9) 児童の豊かな心の育成に向け、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育全体計画について全教職員で共通理解し、「道徳の時間」の年間指導計画に基づいた道徳の授業の充実を図る。また、「特別の教科 道徳」の全面実施(平成 30 年度)に向け、質の高い多様な指導方法や評価のあり方についての研究を進める。
- (10) 「道徳の時間」の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行い、保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進める。
- (11) 人権教育の指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技能を身に付けるよう指導・支援する。
- (12) 教職員一人ひとりが人権意識を絶えず高めるよう心がけるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。また、豊かな人権意識・感覚をもって教育活動を展開できるよう、参加・体験型等の人権教育の指導方法についての研修を行う。
- (13) いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、全教職員が一致して、児童との信頼関係を築き、正しい児童理解のもと、生徒指導主担者を中心とした生徒指導体制により、適切な指導を行う。
- (14) いじめの未然防止、早期発見・解消について、アンケート調査や個人面談等による実態把握に努めるとともに、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で指導し、いじめのない学校づくりを進める。
- (15) 問題行動等の対応については、未然防止、早期発見・再発防止のため、自己指導能力の育成に努める。問題行動等が発生したときには、事実関係を正確に把握し、適切な初期対応と情報共有に努め、組織的な対応を行う。
- (16) 家庭・地域から信頼される学校をめざし、学校行事及びオープンスクールや土曜授業参観等を通して、学校の取組を積極的に公開し、連携・協力体制づくりに努める。
- (17) 学校をより良い方向に進めるため、授業アンケート及び学校アンケート(学校教育自己診断)はもとより、学校評議員や保護者代表を加えた学校関係者評価を実施する。また、その結果を公表し、家庭や地域との相互理解を深め、学校評価をいかし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校経営を推進する。

5. 教育目標(「めざす子ども像」「めざす学校像」)の具現化に向けた学校運営組織

(1) 職員会議(補助機関)

[1] 位置づけ

- ・「枚方市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」に基づき運営する。
- ・校長の職務の円滑な執行を図るため、校長が招集し、主宰する。
- ・学校の管理・運営などに関する方針等を伝達・周知する。
- ・学校教育の方針等、校務に関する事項について教職員間における意志疎通、共通理解の促進、意見交換等を行う。

[2] 留意事項

- ・教職員は、職員会議で意見を表明し、議案を提出することができる。
- ・議案は、企画委員会で提案し、管理職の承認を得て、原則、職員会議の前日までに議案を印刷物で提示する。職員会議での提案は原則として採り上げない。
- ・職員会議の円滑な運営を図るため、議案の提案者は事前に提案方法や時間等について議長(教務主任)と十分協議する。また、議長(教務主任)は校長に運営方法について事前に了解を得る。
- ・職員会議に欠席、遅刻する場合は、管理職の承認を得るとともに、議長(教務主任)に連絡する。
- ・書記は、会議録を作成する。職員会議を欠席した教職員は、会議録で内容を把握し、確認しておく。

(2) 企画委員会（提言機関・調整機関）

- ・ 本委員会の構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、保健主事、学校事務職員、特別支援教育コーディネーター、常設委員会各主事、研究部各部長からなる。職員会議の議長（教務主任）が進行する。
- ・ 議長（教務主任）は、職員会議の円滑な運営のため、職員会議で提案する事項について事前に提出させる。
- ・ 事前に提出された提案事項や学校の諸課題について意見交流を行い、議案の精選、調整を図る。

(3) 学校における主任等の役割と職務内容について

主任は、校長の監督を受け、それぞれの分担する職務に係る事項について、学校内における連絡調整及び関係教職員に対する指導、助言に当たる。主任は学校組織上の中核という責任のある立場に位置し、その専門的能力や指導力を十分発揮することによって、学校運営の円滑化に資するとともに、教育活動をより充実、活性化させることが期待される。具体的な職務内容は次のとおりである。

[1] 教務主任

校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

校長の監督を受け、当該学校の教育計画の立案・実施・時間割の総合的調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに、関係教職員に対する指導、助言に当たるものであること。

[2] 学年主任

校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

校長の監督を受け、学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項について、当該学年の学級担任及び他の学年主任、教務主任、生徒指導主事等との連絡調整に当たるとともに、当該学年の学級担任に対する指導、助言に当たるものであること。

[3] 保健主事

校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

《参考》 生徒指導主事

校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

校長の監督を受け、学校における生徒指導計画の立案・実施、生徒指導に関する資料の整備、生徒指導に関する連絡・助言等生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について教職員間の連絡調整に当たるとともに関係教職員に対する指導、助言に当たるものであること。